

平成30年度 水質検査計画



与那原第二配水池

安全で良質な水道水を皆様にお届けするため、平成30年度水質検査計画を策定しましたので公表します。

水質検査計画の内容

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 水道の原水及び水質状況
5. 水質検査地点
6. 水質検査項目と検査頻度
7. 水質検査方法
8. 臨時の水質検査
9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

1. はじめに

水質検査とは、水道水が水道法に定める水質基準に適合し、安全であることを保証するために行う検査で、水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水道法施行規則に基づき、水道事業者が水質検査をどのように行うかを具体的に策定し、公表するものです。

2. 基本方針

与那原町の水道水が、水道法に定める水質基準に適合し、安全であることを確認するため、以下の方法により水質検査を行います。

(1) 検査地点について

水道水が適切に浄水処理され、水質基準を満たした状態で供給されているかを確認するため、配水系統ごとの給水栓(蛇口)で検査します。

(2) 検査項目について

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及び水道水がより安全で良質であることを確認するために必要とする項目とします。

(3) 検査頻度について

色、濁り、残留塩素濃度測定に関する毎日検査をはじめ、検査項目によって、毎月検査、年4回検査、年1回検査をおこないます。

(4) 検査の実施機関について

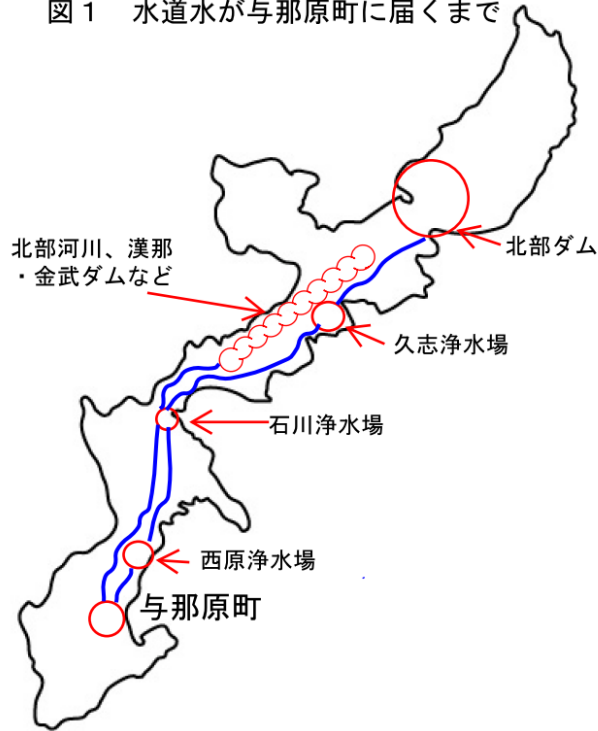
精密な水質検査を行うため、毎日検査以外の検査については、厚生労働省に登録された水質検査機関に検査を委託します。

3. 水道事業の概要

(1) 水道水が届くまで

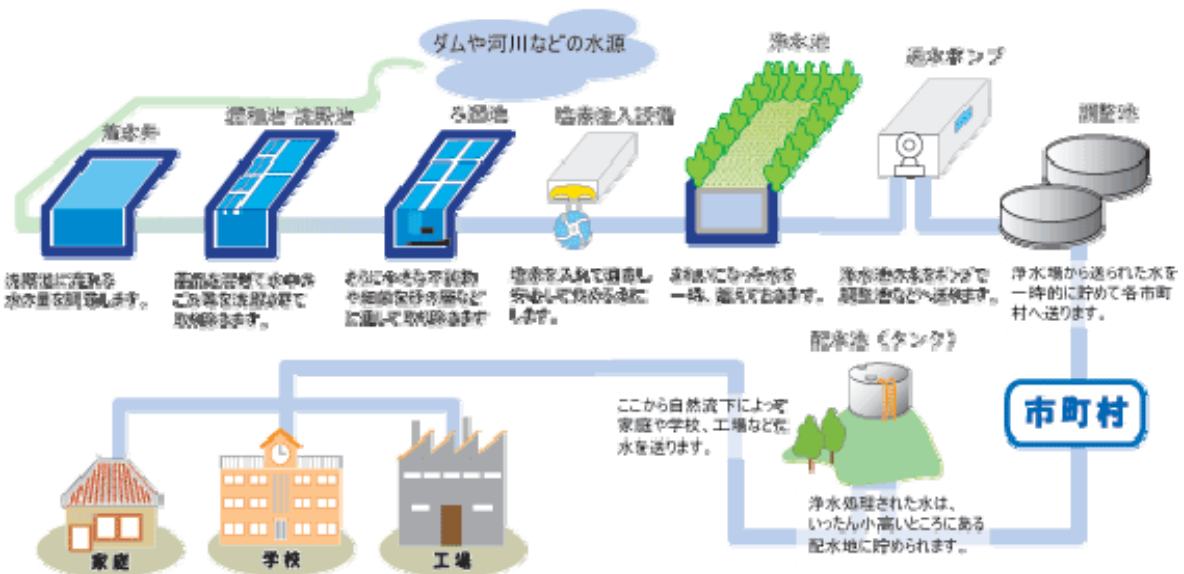
- ① 与那原町の水道水は、沖縄本島北部のダムや河川の水を主水源として、石川浄水場と西原浄水場の2箇所で作られた飲料に適した水道水として作られ、2系統の沖縄県企業局の送水管を通じて届けられています。(図1)

図1 水道水が与那原町に届くまで



水道水が作られるようす

(沖縄県企業局ホームページより引用)



- ② 与那原町に届けられた2系統の水道水は、さらに6系統のブロックに分けられ、配水管を通じて各家庭に届けられています。

与那原町内の配水施設（配水池及びポンプ室）



大見武配水池（大見武区）



与那原第一配水池（大見武区）



与那原ポンプ室（与那原第一配水池施設内）



与那原第二配水池（江口区）



板良敷配水池（板良敷区）



板良敷ポンプ室（板良敷区）

(2) 給水状況（平成28年度）

項 目	内 容
給 水 区 域	町 内 全 域
給 水 人 口	19,322 人
普 及 率	100 %
給 水 栓 数	7,743 栓
水 源 種 別	浄 水 受 水
年 間 総 給 水 量	2,038,512 m ³
1 日 最 大 給 水 量	6,063 m ³
1 日 平 均 給 水 量	5,586 m ³

数値は平成28年度与那原町水道事業会計決算書より抜粋

4. 水道の原水及び水質状況

与那原町の水道水は、沖縄県企業局の浄水場で飲料に適した水として処理され、浄水場内で水質検査をおこなったうえで送水されています。

届けられた水を、さらに給水栓（蛇口）で検査をおこなった結果、水質については水道法に定める水質基準を十分に満たすものであり、安全で良質な水であるといえます。（別表1）

5. 水質検査地点

水質検査をおこなう地点は、配水池などから遠い場所で、配水系統ごとにそれぞれ1箇所ずつの給水栓（蛇口）を選定しています。（別紙図1）

6. 水質検査項目と検査頻度

- 1) 水質基準が適用される、給水栓（蛇口）における水質検査項目と検査頻度は、次のとおり実施します。

(1) 水質基準項目の検査

水質基準とは、全国的に統一された基準であり、水道水として供給する水はこの基準に適合することが法令で義務づけられています。水質基準項目は51項目あり、それぞれに基準値が定められていることから、そのすべてについて検査を行います。

(2) 検査頻度

- ① 毎日検査：法令に基づく水質検査（別表2）の色、濁り、消毒の残留効果の検査については、1日1回行います。
- ② 毎月検査：法令に基づく水質検査（別表2）の項目の中からNo.1, 2, 38, 46～51までの9項目については毎月検査を行います。
- ③ 年4回検査：法令に基づく水質検査（別表2）の項目の中から、No.10, 21～31（12項目）は消毒剤及び消毒副生成物として、さらにNo.9は新規項目のため、またNo.33は浄水場においてアルミニウム凝集剤を使用しているため年4回の検査を行います。また、「ゆうゆう公園」のNo.40は過去3年間の結果が基準値の1/5を超えるため、年4回行います。
- ④ 年1回検査：法令に基づく水質検査（別表1）のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合には1年に1回）まで検査頻度を緩和できるとされていますが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査（51項目）を行います。

2) 本町が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

よりおいしく上質な水の提供と水質基準を補完するため、水質管理目標設定項目があり、27項目が設定されています。（別表3）水質管理目標設定項目は、水源の種別によって着目すべき項目が提示されているので、それに準じて検査項目を設定し、水質管理上留意すべきものとして12項目（西原、石川浄水場系統）を設定して行います。

また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用するため、年4回の検査を行います。



7. 水質検査方法

- 1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とします。
- 2) 水質基準項目等の検査については、厚生労働大臣登録機関への委託検査とします。
- 3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行い、その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。（別表4，5）

8. 臨時の水質検査

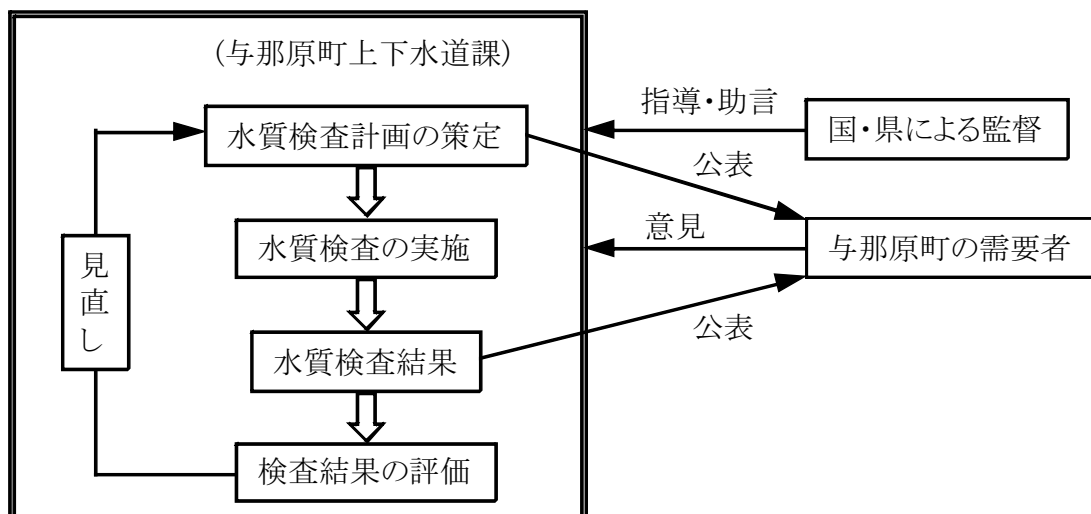
水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、蛇口の水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに給水を停止して必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水して、臨時の水質検査を実施します。

- 1) 色や濁りに原因不明の変化が生じるなど、水質が著しく悪化したとき。
- 2) 魚が死んで多数浮上したとき。
- 3) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで実施します。

9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は、毎年度作成して本町のホームページで公表します。



水質検査計画策定の概念図

10. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本町としては次のことに留意して厚生労働大臣指定検査機関（登録機関）に委託することとしています。

- 1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- 2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- 3) 品質保証や顧客サービスの向上に関する ISO の取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- 4) 毎年、国及び県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- 5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

11. 関係者との連携

- 1) 水道水が原因で水質事故等が発生した場合には、関係機関と連携して水質検査等を行い適切な措置を行います。
- 2) 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、関係機関と連携して情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場での処理を強化して安全で良質な水道水を供給するよう努めます。

お問い合わせ先

与那原町上下水道課

所在：与那原町字東浜85番地の1

電話：098-945-3017

FAX：098-945-8065

別表1:浄水の水質状況

当添区

西原浄水場系統
板良敷配水池系

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	過去5年 最大値
基1	一般細菌	100	0	0	2	0	1	2
基2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.17	0.11	0.07	0.17
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.014	0.016	0.018	0.017	0.018
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6	0.07	<0.06	<0.06	0.06	0.07	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06	0.012	0.021	0.0082	0.0067	0.0059	0.021
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.002	<0.001	0.003	0.002	<0.002	0.003
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.026	0.022	0.018	0.018	0.017	0.026
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	0.061	0.070	0.046	0.042	0.043	0.07
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.005	0.006	<0.004	<0.002	<0.002	0.006
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.019	0.024	0.015	0.012	0.012	0.024
基30	ブromホルム	0.09	0.011	0.0028	0.0080	0.0098	0.0089	0.011
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.003	0.001	0.002	0.002	0.003
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.045	0.039	0.038	0.048	0.032	0.048
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001
基36	ナトリウム及びその化合物	200	17.8	17.6	16.6	18.1	18.4	18.1
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200	40.3	26.1	32.8	35.2	27.6	40.3
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	29.2	28.1	42.2	37.6	33.8	42.2
基40	蒸発残留物	500	95	96	104	99	114	104
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0
基47	pH値	5.8~8.6	7.4	7.5	7.8	7.3	7.3	7.8
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
毎1	色							
毎2	濁り							
毎3	消毒の残留塩素							

備考

※ 基9「亜硝酸態窒素」は、平成26年度より新規項目となりました。

※ 平成27年度から「ジクロロ酢酸」が「0.04mg/ℓ以下から「0.03mg/ℓ以下」、「トリクロロ酢酸」が「0.2mg/ℓ以下」から「0.03mg/ℓ以下」に基準値を強化。

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	過去5年 最大値
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.09	0.17	0.11	0.07	0.17
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.021	0.017	0.019	0.017	0.021
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6	0.07	<0.06	0.06	<0.06	0.06	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06	0.0073	0.0029	0.0056	0.0041	0.0036	0.0073
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	0.002	0.004	0.005	<0.002	0.006
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.021	0.016	0.015	0.014	0.013	0.021
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	0.046	0.036	0.036	0.036	0.03	0.046
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004	<0.001	<0.004	<0.002	<0.002	0.004
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.014	0.0087	0.011	0.0095	0.0088	0.014
基30	ブロモホルム	0.09	0.0092	0.0084	0.0067	0.0089	0.0072	0.0092
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	<0.001	0.001	0.002	0.001	0.002
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.044	0.037	0.038	0.051	0.031	0.051
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02
基35	銅及びその化合物	1.0	0.003	0.002	0.001	0.002	0.003	0.003
基36	ナトリウム及びその化合物	200	22.2	18.8	16.5	18.1	18.1	22.2
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200	40.7	30.7	32.7	35.7	28	40.7
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	35.7	46.0	42.8	38.4	32.7	46.0
基40	蒸発残留物	500	114	114	131	123	117	131
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	0.000002	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9
基47	pH値	5.8~8.6	7.4	7.6	7.8	7.3	7.3	7.8
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基50	色度	5度以下	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
毎1	色							
毎2	濁り							
毎3	消毒の残留塩素							

備考

※ 基9「亜硝酸態窒素」は、平成26年度より新規項目となりました。

※ 平成27年度から「ジクロロ酢酸」が「0.04mg/ℓ以下から「0.03mg/ℓ以下」、「トリクロロ酢酸」が「0.2mg/ℓ以下から「0.03mg/ℓ以下」に基準値を強化。

別表1:浄水の水質状況

きょうりゅう公園

西原浄水場系統
与那原第2配水池系

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	過去5年 最大値
基1	一般細菌	100	0	0	1	1	0	1
基2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.17	0.11	0.09	0.17
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.015	0.015	0.017	0.018	0.017	0.018
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06	0.011	0.022	0.0073	0.0056	0.0046	0.022
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	0.007	0.004	0.003	0.002	0.007
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.025	0.020	0.016	0.016	0.015	0.025
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	0.056	0.069	0.041	0.04	1	0.089
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004	0.006	<0.004	<0.002	<0.002	0.006
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.017	0.024	0.013	0.011	0.011	0.024
基30	ブロモホルム	0.09	0.0099	0.0025	0.0071	0.0095	0.0077	0.0099
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001	0.003
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.038	0.039	0.042	0.05	0.054	0.054
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.04
基35	銅及びその化合物	1.0	0.002	<0.001	0.001	0.003	0.005	0.005
基36	ナトリウム及びその化合物	200	17.9	17.6	16.6	18.3	18.3	18.3
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.002
基38	塩化物イオン	200	40.9	26.1	32.9	35.4	28.1	40.9
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	29.9	31.2	42.8	39.1	34.6	42.8
基40	蒸発残留物	500	93	97	110	108	121	121
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000002
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	0.1	0.8	0.9	1.0	1
基47	pH値	5.8~8.6	7.8	8.6	7.9	7.4	7.5	8.6
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1
毎1	色							
毎2	濁り							
毎3	消毒の残留塩素							

備考

※ 基9「亜硝酸態窒素」は、平成26年度より新規項目となりました。

※ 平成27年度から「ジクロロ酢酸」が「0.04mg/ℓ以下から「0.03mg/ℓ以下」、「トリクロロ酢酸」が「0.2mg/ℓ以下」から「0.03mg/ℓ以下」に基準値を強化。

別表1:浄水の水質状況

上与那原区

石川浄水場
上与那原分岐直送系

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	過去5年 最大値
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.06	0.15	0.09	0.06	0.15
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.014	0.015	0.016	0.015	0.017
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6	0.07	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06	0.0042	0.0085	0.0021	0.0032	0.0027	0.0085
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.005	0.004	0.002	<0.002	<0.002	0.005
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.015	0.0190	0.0100	0.0100	0.0097	0.030
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	0.032	0.050	0.022	0.025	0.023	0.050
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.003	<0.004	<0.002	<0.002	0.003
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.0095	0.0200	0.0060	0.0078	0.0068	0.0200
基30	ブromホルム	0.09	0.007	0.0024	0.0049	0.0042	0.0044	0.007
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.041	0.045	0.051	0.058	0.040	0.058
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基36	ナトリウム及びその化合物	200	18.0	17.6	16.0	16.4	16.8	18.0
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200	41.1	25.8	32.4	33.6	25.8	41.1
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.7	28.0	39.0	33.0	28.2	39.0
基40	蒸発残留物	500	107	95	101	94	109	109
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	1.1	0.8	0.8	0.9	1.1
基47	pH値	5.8~8.6	7.2	7.4	7.6	7.3	7.2	7.6
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0	0	<0.1	<0.1
毎1	色							
毎2	濁り							
毎3	消毒の残留塩素							

備考

※ 基9「亜硝酸態窒素」は、平成26年度より新規項目となりました。

※ 平成27年度から「ジクロロ酢酸」が「0.04mg/ℓ以下から「0.03mg/ℓ以下」、「トリクロロ酢酸」が「0.2mg/ℓ以下」から「0.03mg/ℓ以下」に基準値を強化。

別表1:浄水の水質状況

大見武区

石川浄水場系統
大見武配水池系

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	過去5年 最大値
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.16	0.08	0.04	0.16
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.014	0.015	0.017	0.016	0.017
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6	0.06	<0.06	<0.06	0.07	<0.06	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06	0.010	0.020	0.0086	0.0120	0.0140	0.020
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	0.007	0.004	0.005	0.004	0.007
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.023	0.022	0.018	0.017	0.017	0.023
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	0.055	0.070	0.047	0.051	0.050	0.070
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004	0.006	<0.004	0.003	0.003	0.006
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.017	0.025	0.015	0.016	0.016	0.025
基30	ブロモホルム	0.09	0.0099	0.0026	0.0071	0.006	0.0072	0.010
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.007
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.047	0.049	0.051	0.062	0.045	0.062
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	1.0	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
基36	ナトリウム及びその化合物	200	17.9	17.7	16.2	16.6	16.9	17.9
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200	41	26.1	32.8	32.7	26.2	41.0
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.7	28.0	39.7	31.8	26.9	39.7
基40	蒸発残留物	500	117	94	105	97	112	117
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0
基47	pH値	5.8~8.6	7.3	7.4	7.6	7.3	7.2	7.6
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
毎1	色							
毎2	濁り							
毎3	消毒の残留塩素							

備考

※ 基9「亜硝酸態窒素」は、平成26年度より新規項目となりました。

※ 平成27年度から「ジクロロ酢酸」が「0.04mg/ℓ以下から「0.03mg/ℓ以下」、「トリクロロ酢酸」が「0.2mg/ℓ以下」から「0.03mg/ℓ以下」に基準値を強化。

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	過去5年 最大値
基1	一般細菌	100	0	0	0	1	0	1
基2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	—	—	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	0.04	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.06	0.16	0.08	0.04	0.16
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.016	0.014	0.014	0.016	0.015	0.016
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6	0.07	0.06	<0.06	0.06	0.06	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06	0.0078	0.014	0.0046	0.0071	0.0054	0.014
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	0.006	0.003	0.003	0.002	0.006
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.021	0.017	0.014	0.015	0.013	0.021
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	0.045	0.051	0.033	0.039	0.032	0.051
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004	0.005	<0.004	<0.002	<0.002	0.005
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.014	0.018	0.010	0.012	0.0095	0.018
基30	ブロモホルム	0.09	0.0094	0.0023	0.0057	0.0055	0.0058	0.0094
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.003
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.041	0.0044	0.050	0.061	0.043	0.061
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基36	ナトリウム及びその化合物	200	17.6	17.6	16.1	16.4	16.6	17.6
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200	40.6	26.2	32.4	33.4	26.1	40.6
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.1	27.6	39.3	32.0	27.4	39.3
基40	蒸発残留物	500	109	106	112	90	105	112
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	1.0	0.8	1.0	0.9	1.0
基47	pH値	5.8~8.6	7.2	7.4	7.6	7.2	7.2	7.6
基48	味	異常でない	異常なL(0)	異常なL(0)	異常なL(0)	異常なL(0)	異常なL(0)	0
基49	臭気	異常でない	異常なL(0)	異常なL(0)	異常なL(0)	異常なL(0)	異常なL(0)	0
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
毎1	色							
毎2	濁り							
毎3	消毒の残留塩素							

備考

※ 基9「亜硝酸態窒素」は、平成26年度より新規項目となりました。

※ 平成27年度から「ジクロロ酢酸」が「0.04mg/ℓ以下から「0.03mg/ℓ以下」、「トリクロロ酢酸」が「0.2mg/ℓ以下」から「0.03mg/ℓ以下」に基準値を強化。

別表2: 検査頻度

上与那原・大見武・与原

石川浄水場系統

上与那原分岐直送系 大見武配水池系
与那原第1配水池系

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	新規項目のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年				
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年			次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月			省略不可項目	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年				
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年				
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月				
基48	味	×	1回/月	1回/月				
基49	臭気	×	1回/月	1回/月				
基50	色度	×	1回/月	1回/月				
基51	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表2: 検査頻度

当添区・ゆうゆう公園・きよりゆう公園

西原浄水場系統

与那原第二配水池・与那原分岐直送系・板良敷配水池

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	新規項目のため	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年			
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年			
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年			
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月			
基25	ジブromokロロメタン	×	1回/3月	1回/3月			
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年			次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月			
基29	ブromokロロメタン	×	1回/3月	1回/3月			
基30	ブromokロロホルム	×	1回/3月	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年			
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基47	pH値	×	1回/月	1回/月			
基48	味	×	1回/月	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月	1回/月			
基50	色度	×	1回/月	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日			

別表3:水質管理目標設定項目(27項目)

	水質管理目標設定項目	目標値 mg/L以下	浄水項目	備考
1	アンチモン及びその他の化合物	0.015	○	
2	ウラン及びその他の化合物	0.002 *	○	
3	ニッケル及びその他の化合物	0.01 *	○	資機材、薬品の観点から○
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	
5	トルエン	0.4	—	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	
7	亜塩素酸	0.6	—	塩素剤として使用していない
8	二酸化塩素	0.6	—	塩素剤として使用していない
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	○	消毒副生成物等の観点から○
10	抱水クロラール	0.02 *	○	" "
11	農薬類	* *	—	農薬類等の使用が無いため省略
12	残留塩素	1	—	毎日検査と重複する
13	Ca、Mg等(硬度)	10-100	—	基準項目検査と重複する
14	マンガン	0.01	—	"
15	遊離炭酸	20	○	
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	
17	メチルセブチルエーテル	0.02	—	
18	有機物(KMnO ⁴ 消費量)	3	○	
19	臭気強度(TON)	3TON	○	
20	蒸発残留物	30-200	—	基準項目検査と重複する
21	濁度	1度	—	"
22	pH値	7.5程度	—	"
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	○	
24	従属栄養細菌	2000個/ml 以下*	○	検査頻度 年4回
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		12	検査頻度 年1回
	検査ヶ所		6	

* :暫定値

* * :各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○ :検査対象項目

— :検査対象から除く

別表4: 基準項目(51項目)

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	ICP-MS法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	ICP-MS法
9	亜硝酸態窒素	0.004mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
26	臭素酸	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	ICP法
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
38	塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
40	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-HPLC法
42	ジオキシベンゼン	0.00001mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	パーシットラップGC-MS法
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
45	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
51	濁度	2度以下	透過光測定法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法、

※平成27年度より「ジクロロ酢酸」が「0.04mg/ℓ」から「0.03mg/ℓ以下」、「トリクロロ酢酸」が「0.2mg/ℓ以下」から「0.03mg/ℓ以下」にそれぞれ基準値が強化。

別表5:水質管理目標設定項目(26項目)

	項目	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	ICP-MS法
2	ウラン及びその化合物	0.02mg/l以下(暫定)	ICP-MS法
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/l以下(暫定)	ICP-MS法
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ヘッドトラップGC-MS法
5	トルエン	0.4mg/l以下	ヘッドトラップGC-MS法
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	溶媒抽出GC-MS法
7	亜塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
8	二酸化塩素	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
9	ジクロロアセトリル	0.01mg/l以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
10	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬ごとに定められた方法による
12	残留塩素	1mg/l以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法
13	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
15	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	ヘッドトラップGC-MS法
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	ヘッドトラップGC-MS法
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	滴定法
19	臭気強度(TON)	3以下	官能法
20	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	重量法
21	濁度	1度以下	透過光測定法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法
22	pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
23	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法
24	従属栄養細菌	2000個/ml以下	R2A寒天培地法
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ヘッドトラップGC-MS法
26	アルミニウム	0.1mg/l以下	ICP法、ICP-MS法

※フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の目標値は、平成27年度から「0.1mg/l」から「0.08mg/l」に強化。